

介護職員等による喀痰吸引等業務に係るQ & A

(山口県版)

令和元年11月作成

令和2年4月改訂

令和4年4月改訂

令和6年4月改訂

山口県 健康福祉部 長寿社会課 地域包括ケア推進班
障害者支援課 施設福祉推進班

目次

1	認定特定行為業務従事者の認定に関すること	1
	問1. 介護現場復職時の研修の再受講	1
	問2. 住所地以外の都道府県への交付申請	1
	問3. 交付申請の添付書類（住民票の写しの代替）	1
	問4. 交付申請の添付書類（誓約書）	1
	問5. 交付申請の添付書類（修了証明書の紛失）	2
	問6. 交付申請の添付書類（第三者証明書）	2
	問7. 交付申請の添付書類（研修修了後の改姓など）	2
	問8. 認定証の紛失（氏名・住所変更時）	2
	問9. 変更発生時の手続	2
	問10. 行為の追加申請中の行為実施	3
2	事業所の登録に関すること	4
	(1) 共通事項（登録喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者）	4
	問1. 新規登録（不特定・特定の区分）	4
	問2. 新規登録（喀痰吸引等の準備のみの場合）	4
	問3. 新規登録（喀痰吸引等業務従事者の範囲）	4
	問4. 新規登録（併設ショート）	4
	問5. 新規登録（通所リハ）	4
	問6. 新規登録（介護福祉士の場合）	5
	問7. 新規登録（看護師の場合）	5
	問8. 新規登録（業務方法書の添付様式）	5
	問9. 新規登録（離職・退職時）	5

問10. 変更登録（法人内の職員異動）	5
問11. 対象者がいなくなった場合	5
(2) 登録喀痰吸引等事業者	6
問1. 新規登録（登録特定行為事業者との違い）	6
問2. 新規登録（登録基準）	6
問3. 新規登録（登録特定行為事業者との関係）	6
問4. 新規登録（従事者名簿）	6
問5. 新規登録（登録特定行為事業者の場合の書類省略）	7
問6. 介護福祉士の実地研修（実地研修の要件）	7
問7. 介護福祉士の実地研修（他法人での実地研修）	7
問8. 介護福祉士の実地研修（指導看護師の要件）	7
問9. 介護福祉士の実地研修（基本研修等の修了確認）	8
問10. 介護福祉士に実地研修（実地研修修了後の手続）	8
3 研修機関の登録に関すること	9
問1. 登録要件（事業所の所在地）	9
問2. 登録要件（研修の一部のみの実施）	9
問3. 登録要件（講師・指導看護師の要件）	9
問4. 登録要件（講師との雇用関係）	9
問5. 休止届提出後の手続	9
4 研修に関すること	10
問1. 基本研修（外部の会議室等の活用）	10
問2. 実地研修（介護医療院での実施）	10
問3. 実地研修（医師の指示）	10
問4. 実地研修（医師・指導看護師の立ち合い）	10
問5. 実地研修（居宅の場合の状態確認）	10
問6. 実地研修（評価票における「成功」）	11
問7. 実地研修（実施回数のカウント）	11
問8. 講師・指導看護師になるには	11
問9. オプション行為（人工呼吸器装着者）	11
問10. オプション行為（半固形化栄養剤）	12

1 認定特定行為業務従事者の認定に関すること

問 1. 介護現場復職時の研修の再受講

問 認定特定行為業務従事者認定証（以下、「認定証」という。）には有効期間が定められていないが、例えば、認定後、離職・休職等により喀痰吸引等の介護現場からしばらく離れていた者が再び従事する際には、改めて喀痰吸引等研修を受講する必要があるか。

答 改めて喀痰吸引等研修を受講する必要はありません。

ただし、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）が満たすべき登録基準である「特定行為を安全かつ適切に実施するために必要な措置」（法第48条の第1項第2号）には、当該者に対する再教育（例えば、喀痰吸引等研修に定める演習、実地研修等に類似する行為をOJT研修として実施するなど）を行うことも含まれています。

【根拠】厚生労働省Q&A（H23.10.20付け事務連絡）A3

問 2. 住所地以外の都道府県への交付申請

問 認定特定行為業務従事者の認定については、申請書の住所地の都道府県へ申請することとなるが、住所地以外の都道府県（勤務先事業所が住所地と別の都道府県の場合など）に申請を行うことは可能か。

答 申請者の住所地の都道府県に申請することが基本ですが、住所地以外の都道府県に申請することも可能です。ただし、氏名や住所の変更、行為の追加等の手続は、認定証の交付を受けた都道府県で行う必要があります。なお、認定証の効力は、認定された都道府県に限定されず、全国共通です。

【根拠】厚生労働省Q&A（H24.2.24付け事務連絡）B11

問 3. 交付申請の添付書類（住民票の写しの代替）

問 認定証の交付申請の添付書類に、住民票の写しとあるが、氏名や住所地が確認できるものとして、例えば、運転免許証の写しなど、これに代わるものでもよいか。

答 住民票の写しの提出は、法施行規則附則第5条に規定されている事項のため、他のものでは代替できません。

【根拠】厚生労働省Q&A（H24.2.24付け事務連絡）A33

問 4. 交付申請の添付書類（誓約書）

問 「社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書」（第4号様式の3）は、介護福祉士の資格がない場合は添付しなくてもよいか。

答 「社会福祉士及び介護福祉士法」とは法律の名称であり、介護福祉士の資格がない者であっても欠格事項に該当していないことが認定の要件となっていますので、必ず添付してください。

問5. 交付申請の添付書類（修了証明書の紛失）

問 喀痰吸引等研修の修了証明書を紛失したが、認定証の交付申請ができるか。

答 喀痰吸引等研修を受けた登録研修機関等に、修了証明書の再発行についてお問い合わせください。再発行後、認定証の交付申請を行ってください。

問6. 交付申請の添付書類（第三者証明書）

問 経過措置者に係る交付申請時に添付の第三者証明書について、第三者とはどのような者か。

答 不特定多数の者を対象とした介護職員であれば、その者が勤める事業所の長となり、特定の者を対象とした者であれば、その者が勤める事業所の長や主治医等によるものと考えられます。

【根拠】厚生労働省Q&A（H23.12.28付け事務連絡）B11

問7. 交付申請の添付書類（研修修了後の改姓など）

問 研修修了後に婚姻等により姓が変わったが、認定証の交付申請にあたって添付する修了証明書は改正後の氏名で登録研修機関等に再交付してもらう必要があるか。

答 修了証明書の写しに戸籍抄本等の姓が変わったことを証する書類を添付して申請してください。

問8. 認定証の紛失（氏名・住所変更時）

問 認定証を紛失したため、再交付を受けたいが、紛失前と氏名・住所が変わっている。この場合の手続はどのようにすればよいか。

答 変更届（第7号様式）と再交付申請（第8号様式）に、住民票の写しおよび戸籍抄本等の変更内容が変わったことを証する書類を添付して申請してください。

問9. 変更発生時の手続

問 認定特定行為業務従事者について、以下の変更が発生した場合の申請手続はなにか。

- ① 経過措置対象者が喀痰吸引等研修を修了した場合
- ② 第3号研修修了者が別の対象者の実地研修を修了した場合
- ③ 第3号研修修了者が第1号、第2号研修を修了した場合
- ④ 第3号研修修了者が同一の対象者に対する別の行為の実地研修を修了した場合
- ⑤ 第2号研修修了者が追加行為（オプションの行為を含む）の実地研修を修了した場合

答 基本的な考え方としては、実施できる行為が増えた場合には既存の認定証を変更し、対象者の変更（第3号から第1号・第2号への変更を含む）や経過措置から本則の適用に変わった場合には新たな認定登録が必要となります。

- ①②③の場合 新規の申請を行い、新たな認定証を交付する。
- ④⑤の場合 変更届及び再交付申請を行い、交付済みの認定証を書き換える。

問10. 行為の追加申請中の行為実施

問 行為の追加の申請中に、追加された行為を行ってもよいのか。

答 認定証の再交付後、事業者登録の変更又は更新の手続が完了（変更の場合は変更届出の変更年月日、更新の場合は変更後の登録通知の登録年月日以降）した後でなければ、追加の行為は行えません。

2 事業所の登録に関すること

(1) 共通事項（登録喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者）

問1. 新規登録（不特定・特定の区分）

問 不特定多数の登録特定行為事業者として登録申請すれば、特定の者も対象となるのか。

答 対象となります。事業者の登録について、不特定多数・特定の者といった区分は設けていません。

【根拠】喀痰吸引・経管栄養研修テキスト（指導者用）

問2. 新規登録（喀痰吸引等の準備のみの場合）

問 喀痰吸引等を介護職員が行うためには、職員が認定特定行為業務従事者としての認定を受け、登録特定行為事業者の職員として行う必要があるが、喀痰吸引等を利用者・家族が行う場合であって、介護職員は喀痰吸引等を行わず、事前の姿勢の整えや器具の準備、片づけのみをする場合には、介護職員の認定や、事業者としての登録は必要ないと解してよいか。

答 お見込のとおりです。

【根拠】厚生労働省Q&A（H24.2.24付け事務連絡）A40

問3. 新規登録（喀痰吸引等業務従事者の範囲）

問 事業所が登録特定行為事業者として登録した場合は、事業所に勤務する介護職員等はすべて喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者になる必要はあるのか。

答 喀痰吸引等の業務に従事する介護職員等のみ認定特定行為業務従事者の認定を受ければよく、すべての介護職員等が認定特定行為業務従事者になる必要はありません。

【根拠】喀痰吸引・経管栄養研修テキスト（指導者用）

問4. 新規登録（併設ショート）

問 特別養護老人ホーム併設の短期入所生活介護の場合、人員基準上一体的な配置が認められているが、こうした場合についても、事業所ごとに登録申請を行わなければならないか。また、介護老人保健施設の空床利用である短期入所療養介護の場合はどうか。

答 併設する施設であっても、対象者が異なる場合は、その業務内容が異なることから、事業所ごとに申請を行う必要があります。ただし、人員配置基準は一体的となっていることから、申請書以外の書類（従事者名簿や適合書類等）については、一本化（省略）しても差し支えありません。

【根拠】厚生労働省Q&A（H23.12.28付け事務連絡）A25

問5. 新規登録（通所リハ）

問 介護老人保健施設で実施している通所リハビリテーションは、事業所登録は必要か。

答 人員配置基準が異なるため、通所リハビリテーションは本体の介護老人保健施設とは別に登録申請する必要があります。また、申請書以外の書類の一本化（省略）もできません。

問6. 新規登録（介護福祉士の場合）

問 「介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿」（第1号様式の2）の「介護福祉士登録証番号／登録年月日」欄は、介護福祉士の場合は記入が必要か。

答 介護福祉士登録証に実施できる行為の付記登録を受けていない介護福祉士の場合、記入不要です。その場合、「認定特定行為業務従事者認定証登録番号／登録年月日」のみ記入し、認定証の写しを添付してください。

問7. 新規登録（看護師の場合）

問 看護師だが、訪問介護員として勤務している。喀痰吸引等を行うために、喀痰吸引等研修を受講する必要はあるか。

答 研修の受講並びに認定証の交付申請の必要はありません。ただし、介護職員として勤務している看護師は、介護職員としての扱いになるため、事業所登録及び従事者名簿への掲載が必要です。従事者名簿の添付書類として看護師免許の写しを添付してください。

問8. 新規登録（業務方法書の添付様式）

問 業務方法書に添付する計画書等は、実際に内容が記載されたものでなければならないのか。

答 受入体制の整備状況の確認のため、事業所において様式を定めていることを確認する趣旨で提出を求めるものであり、利用者ごとの個別具体的なものではなく、あくまで様式の添付で構いません。

問9. 新規登録（離職・退職時）

問 従事者名簿に登録している介護職員が離職・退職した場合、変更登録は必要か。

答 変更登録（従事者名簿から離職・退職者を削除）が必要です。

【根拠】厚生労働省Q&A（H23.10.20付け事務連絡）A2

問10. 変更登録（法人内の職員異動）

問 同一所在地内の複数の登録事業所間での職員異動について、変更登録は必要か。

答 それぞれの登録事業所（異動元、異動先の両方）において、変更登録が必要です。

【根拠】厚生労働省Q&A（H23.10.20付け事務連絡）A2

問11. 対象者がなくなった場合

問 対象者がなくなった場合はどうすればよいか。

答 今後、喀痰吸引等の必要な対象者を受け入れる可能性がない場合は、事業所の登録辞退届（第3号様式の3）を提出してください。なお、今後、対象者を受け入れる可能性がある場合は、事業所内でフォローアップ研修を行うなど、受入体制の維持を図ってください。

(2) 登録喀痰吸引等事業者

問1. 新規登録（登録特定行為事業者との違い）

問 登録特定行為事業者と登録喀痰吸引等事業者の違いは何か。

答 各事業者の違いについては、下表のとおりです。

【登録喀痰吸引等事業者と登録特定行為事業者の違い】

区 分	登録喀痰吸引等事業者	登録特定行為事業者
医療的ケア実施者	介護福祉士登録証に喀痰吸引等行為の付記登録がある介護福祉士	認定証の交付を受けた介護職員等 (認定特定行為業務従事者)
実地研修の実施	可	不可（自ら実施できない）
実地研修の実施義務	あり ※基本研修又は医療的ケアの課程を修了している介護福祉士が対象	－
実地研修修了者の管理	・実地研修修了証の交付（再交付も含む） ・実地研修修了者管理簿の県への報告	－
運用開始日	令和2年4月1日	平成24年4月1日

問2. 新規登録（登録基準）

問 登録特定行為事業者と登録喀痰吸引等事業者の登録基準は異なるのか。

答 登録喀痰吸引等事業者になるためには、登録特定行為事業者の登録基準に加え、新たに介護福祉士の実地研修の実施に係る規定等の作成が必要となります。

また、実地研修の実施に当たっては、指導看護師を確保するとともに、賠償すべき事態があった場合に速やかに賠償を行うため、必ず損害賠償保険に加入して実施する必要があります。

問3. 新規登録（登録特定行為事業者との関係）

問 既に登録特定行為事業者として登録しているが、登録喀痰吸引等事業者の登録により、これまでの登録特定行為事業者と2枚看板になると理解してよいか。

答 事業所内で喀痰吸引等を行う者の中に介護職員等（認定特定行為業務従事者）と介護福祉士（喀痰吸引等行為の付記登録がある者）が混在する場合は、お見込のとおりです。

問4. 新規登録（従事者名簿）

問 登録喀痰吸引等事業者として登録し、介護福祉士に実地研修を行いたいが、現在、喀痰吸引等行為の付記登録を受けた介護福祉士がおらず、従事者名簿に載せる者がいない場合でも、登録喀痰吸引等事業者の登録申請は可能か。

答 登録特定行為事業者の場合と異なり、申請時点で付記登録を受けた介護福祉士がいない場合でも

登録喀痰吸引等事業者の登録申請は可能です。

ただし、実地研修を修了し、付記登録を受け、県へ従事者名簿の変更の手続を行った後でなければ、当該介護福祉士による喀痰吸引等の実施はできません。

問5. 新規登録（登録特定行為事業者の場合の書類省略）

問 既に登録特定行為事業者として登録しており、登録喀痰吸引等事業者の登録もしたい場合、申請書類は重複するものが多いが、全ての書類を提出する必要があるのか。

答 登録特定行為事業者の登録申請時に提出している書類は省略が可能です。

ただし、提出済みの書類に変更が必要な場合（例えば、業務方法書において、医療的ケア対策推進委員会の設置目的に介護福祉士の実地研修を追加する等）は、当該書類を添付してください。

【根拠】厚生労働省Q&A（H29.11.22付け事務連絡）

問6. 介護福祉士の実地研修（実地研修の要件）

問 登録喀痰吸引等事業者において、実地研修ができる介護福祉士は、具体的にはどのような者か。

答 以下の要件を満たす介護福祉士が対象となります。

- ① 平成29年1月以降の介護福祉士国家試験合格者
- ② 平成29年3月以降の介護福祉士養成施設卒業者
- ③ ①以前の介護福祉士国家試験合格者で喀痰吸引等研修の基本研修修了者

なお、仮に都道府県や登録研修機関が実施する喀痰吸引等研修を修了した介護職員等（認定特定行為業務従事者）に特定行為の追加をさせたい場合でも、上記の要件を満たしていない場合は実地研修を実施することはできません。

問7. 介護福祉士の実地研修（他法人での実地研修）

問 登録喀痰吸引等事業者として登録後、実地研修を行う場合に他の事業所から依頼を受けて（又は依頼して）実地研修を行う（行わせる）ことはできるのか。

答 登録喀痰吸引等事業者は事業所毎の登録であり、実地研修も事業者毎に行う必要があるため、実地研修について、当該事業所以外での実施も他事業所の介護福祉士の受け入れもできません。

問8. 介護福祉士の実地研修（指導看護師の要件）

問 事業所内に指導看護師がいないが、他の事業所（他法人も含む）から指導看護師を派遣してもらって、事業所内で実地研修を実施することはできるのか。

答 可能です。実地研修においては、指導看護師を確保できる体制であることが要件の1つされていますが、必ずしも当該事業所の職員である必要はありません。

問9. 介護福祉士の実地研修（基本研修等の修了確認）

問 介護福祉士に特定行為を行わせようとする場合において、当該介護福祉士が実地研修を修了していない場合には、法令に掲げる要件を満たす実地研修を行うことが必要となるが、実地研修を実施する際、当該介護福祉士が基本研修又は医療的ケアを修了していることの確認は必要か。

答 実地研修を実施する前提として、基本研修又は医療的ケアを修了していることが必要となるため、喀痰吸引等研修修了証や卒業証明書等で要件を満たしていることを、登録喀痰吸引等事業者において確認する必要があります。

【根拠】厚生労働省Q&A（H29.10.18付け事務連絡）

問10. 介護福祉士に実地研修（実地研修修了後の手続）

問 介護福祉士に実地研修を行った後の具体的な手続はどうすればよいか。

答 以下のとおりです。

- ① 登録喀痰吸引等事業者が介護福祉士に実地研修修了証を交付する。
- ② 実地研修修了者管理簿に記録する（管理簿は県への報告が必要）。
- ③ ①を受けた介護福祉士は、[公益財団法人社会福祉振興・試験センター](#)へ登録手続を行い、介護福祉士登録証に喀痰吸引等行為の付記登録を受ける。
- ④ 県に従事者名簿の変更登録届（第3号様式の2）を提出する。
- ⑤ 当該介護福祉士による喀痰吸引等行為の実施が可能となる。

3 研修機関の登録に関すること

問 1. 登録要件（事業所の所在地）

問 山口県内に事業所はないが、登録研修機関として登録できるか。

答 法施行規則第10条第1項において、登録研修機関の登録は「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」に行うよう定められていることから、山口県内に事業所がない場合は登録できません。

問 2. 登録要件（研修の一部のみの実施）

問 基本研修（講義及び演習）を行わず、実地研修のみを実施したいが、登録研修機関となれるか。

答 基本研修から実地研修までの一連の研修を実施することが必要であり、実地研修のみを実施する者を登録研修機関とすることはできません。

問 3. 登録要件（講師・指導看護師の要件）

問 登録研修機関の講師、指導看護師は、医師や看護師であればよいのか。

答 厚生労働省が過去に実施した指導者講習、都道府県が実施する指導者伝達講習（山口県の場合は指導者研修）、各地方厚生局の指定機関が実施する医療的ケア教員講習会を修了した者が望ましい。

【根拠】厚生労働省通知（H23.11.11付け社援発1111第1号）第5の1（3）

問 4. 登録要件（講師との雇用関係）

問 喀痰吸引等研修の業務に従事する講師については、雇用関係は必要か。

答 必ずしも雇用関係は必要とせず、研修実施に支障がなければ常勤・非常勤等の採用形態についても問いません。

【根拠】厚生労働省Q&A（H23.10.20付け事務連絡）A7

問 5. 休止届提出後の手続

問 休止届で提出した休止予定期間の満了に伴い事業を再開する場合、もしくは引き続き事業を休止する場合は何か届出は必要になるのか。

答 休止後の事業再開については、再開届出等の提出なく再開可能です。一方、当初の期間を延長して休止する場合には、再度休止届出書を提出する必要があります。

なお、廃止届を行った後、再開する場合は、再度登録申請から行う必要があります。

【根拠】厚生労働省Q&A（H24.2.24付け事務連絡）A29

4 研修に関すること

問1. 基本研修（外部の会議室等の活用）

問 基本研修（講義・演習）の実施場所として、受講者の利便性に資するよう、登録研修機関の事業所の場所ではなく、別の外部の会議室等を利用したり、受講者の就業する介護サービス事業所等において、当該場所に講師を派遣し、必要な備品等を持ち込むこと等によって受講者が適切に研修を受講できる環境を備えた場合には、当該場所において基本研修を実施してよいか。

答 お見込のとおりです。ただし、登録研修機関の登録は、法施行規則第10条第1項により、登録研修機関の事業所の所在地を管轄する都道府県に限られます。このため、基本研修を実施できる場所は、登録した都道府県内に限られます。

【根拠】厚生労働省Q&A（H31.3.29付け事務連絡）

問2. 実地研修（介護医療院での実施）

問 介護医療院にて実地研修を行うことは可能か。また、介護医療院で就業している介護職員等は実地研修の受講対象者となるか。また、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）として登録は可能か。

答 介護医療院は、病院又は診療所ではなく、介護保険法に基づく介護保険施設であることから、介護老人保健施設等と同様、実地研修施設として実地研修を行うことは可能です。

また、介護医療院の介護職員等も喀痰吸引等研修の受講対象者となれるほか、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）としても登録可能です。

【根拠】厚生労働省Q&A（H30.2.9付け事務連絡）

問3. 実地研修（医師の指示）

問 実地研修実施要領において、「医師の指示」とあるが、この医師は誰を想定しているのか。

答 利用者の主治医や施設の配置医を想定しており、指導者研修や医療的ケア教員講習会を修了している必要はありません。

【根拠】厚生労働省Q&A（H23.10.20付け事務連絡）C10

問4. 実地研修（医師・指導看護師の立ち合い）

問 実地研修においては、医師又は指導看護師が立ち合い、指導の下に実施する必要はあるか。

答 お見込のとおりです。

【根拠】厚生労働省Q&A（H23.11.21付け事務連絡）C19

問5. 実地研修（居宅の場合の状態確認）

問 胃ろう・腸ろうの経管栄養の実地研修において、居宅において実施する場合であっても、胃ろう・腸ろうの状態に問題のないことの確認は、1日1回以上指導看護師が行う必要がある

か。

答 お見込のとおりです。

【根拠】厚生労働省Q&A（H23.11.21付け事務連絡）C26

問6. 実地研修（評価票における「成功」）

問 演習、実地研修において、「成功」とは、評価票で全ての項目の評価が「ア」となったときを指しているのか。

答 お見込のとおりです。

【根拠】厚生労働省Q&A（H23.11.21付け事務連絡）C22

問7. 実地研修（実施回数のカウント）

問 介護施設では、経管栄養（滴下）の際に、「栄養剤」の他に「水分」のみで行為を行うことがあるが、「水分」のみでの経管栄養の行為は、実地研修の実施回数としてカウントしてよいのか。

答 「栄養剤」での実施が望ましいが、「水分」のみで実施した場合も実施手順に差異はないため、実地研修の実施回数としてカウントして差し支えありません。

問8. 講師・指導看護師になるには

問 医療的ケア教員講習会（又は都道府県の実施する指導者研修）を修了したので、喀痰吸引等研修の講師又は指導看護師になりたいがどうすればよいか。

答 喀痰吸引等研修の講師・指導看護師を担うには、①自ら登録研修機関となる、②登録研修機関から委託等を受ける、のいずれかの方法があります。①の場合は長寿社会課（1・2号）又は障害者支援課（3号）に、②の場合は登録研修機関（以下、HP掲載の登録簿参照）に御相談ください。

不特定：<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/49/18507.html>

特定：<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/18641.html>

問9. オプション行為（人工呼吸器装着者）

問 人工呼吸器装着者に対する吸引の実地研修を実施する場合、演習においても人工呼吸器を装着している場合について、別途、実施する必要があるか。

答 お見込のとおりです。その際、別途、人工呼吸器を装着している場合について、行為ごとに必要な演習回数以上を行うことが必要です。

【根拠】厚生労働省Q&A（H23.11.21付け事務連絡）C28

問10. オプション行為（半固形化栄養剤）

問 半固形の栄養法を実施する場合については、どのように取り扱えばよいか。

答 通常の講義・演習・実地研修に加え、別途、十分な講義・演習・実地研修を実施し、安全性の検討後に行うことが必要です。

【根拠】厚生労働省Q&A（H23.11.21付け事務連絡）C29